

平成 26 年 1 月 28 日
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
[時間帯別調整契約（選択約款）]

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 12 項の規定に基づき届出を行なった選択約款の時間帯別調整契約（平成 26 年 3 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、9（料金）、12（需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）および附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)に定める料金率等に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）(2)および別表 3（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 9（料金）に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
せん頭時	2,646.00	196.00
昼間	1,760.40	130.40
電力量料金		
1キロワット時につき		
せん頭時	21.12	1.56
昼間		
夏季料金	15.95	1.18
その他季料金	14.57	1.08
軽負荷時	12.95	0.96
夜間		
その他夜間	11.63	0.86
深々夜	9.99	0.74

(2) 9 (料金) に定める最低負荷日の使用電力量に対する割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.83	0.06

(3) 12 (需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算) に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
電力量料金		
1キロワット時につき		
せん頭時	25.00	1.85
昼間		
夏季料金	18.85	1.40
その他季料金	17.30	1.28
軽負荷時	15.37	1.14
夜間		
その他夜間	13.73	1.02
深々夜	11.78	0.87

(4) 12 (需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算) に定める最低負荷日の使用電力量に対する割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.83	0.06

(5) 附則 3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1)に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
せん頭時	2,572.50	122.50
昼間	1,711.50	81.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
せん頭時	20.54	0.98
昼間		
夏季料金	15.51	0.74
その他季料金	14.16	0.67
軽負荷時	12.59	0.60
夜間		
その他夜間	11.31	0.54
深々夜	9.71	0.46

(6) 附則 3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1)に定める最低負荷日の
使用電力量に対する割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.81	0.04

(7) 附則 3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (2)に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算		
電力量料金		
1キロワット時につき		
せん頭時	24.31	1.16
昼間		
夏季料金	18.32	0.87
その他季料金	16.82	0.80
軽負荷時	14.94	0.71
夜間		
その他夜間	13.35	0.64
深々夜	11.46	0.55

(8) 附則 3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (2)に定める最低負荷日の使用電力量に対する割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.81	0.04

(9) 附則 3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (3)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.291	0.014

(10) 別表 3 (燃料費調整)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.299	0.022

以上